

# 総務教育常任委員会資料

(平成24年11月28日)

[件名]

契約保証金の減免について【会計指導課】

…1

会計管理者

# 契約保証金の減免について

平成24年11月28日  
会計局会計指導課

県との契約締結に係る新規参入者をはじめとした契約相手方の負担軽減を図るため、平成25年度に向けて契約保証金の納付を減免できる場合の基準の拡大に向けた見直しを行うこととしました。

## 【見直し方針】

### (1) 新たな減免基準を追加し、及び現在の減免基準を緩和する

<基準の追加・緩和：会計規則第112条関係>

#### ①「小額」の基準額の引き上げ

- ・物品、印刷物の購入及び物品の修繕の契約⇒契約金額20万未満
  - ・指名競争入札又は随意契約⇒契約金額100万円以内
- } 現在、納付不要又は減免可としている範囲

#### ②契約実績として認める契約相手方の範囲の民間企業への拡大

- ・現在、契約実績として認めている契約相手方の範囲＝国又は地方公共団体

#### ③完成保証人を立てた場合

### (2) 履行完了前であっても保証金の全部を返還できる場合を拡大し、又は履行期間に見合った部分を返還できる場合を追加する

⇒現在、リース契約及びリース契約に準じる複数年の委託契約については、1年間の良好な業務の実施が認められた場合には全額返還可能としている（運用方針）。

## <参考：契約保証金とは>

### (1) 納付させる目的

- ①契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、損害の賠償を容易にする。
- ②地方公共団体がその代償として当該保証金を当該地方公共団体の所有とすることを予め約束することによって、相手方の契約の義務の履行を促進する。

### (2) 納付させる根拠

— 地方自治法施行令第167条の16 —

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

⇒原則として、**契約保証金を納付させることを義務付け**

### (3) 契約保証金の減免の根拠

— 平成12年4月18日付け自治省行政局長通知抜粋 —

… 規定の趣旨は、契約締結や契約履行をより一層確実に担保しようとするものであり、**この趣旨に反しない限り、規則で定めるところにより、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納付させないこととする**ことも差し支えないものです。…

⇒鳥取県会計規則第112条により、納付を要しない場合、減免できる場合を規定

#### 【納付を要しない、減免のできる場合の分類】

- ・契約金額が小額で、かつ、不履行の恐れがないと認められる場合
- ・担保、履行保証がある場合
- ・相手方に履行の信用力があると認められ、不履行の恐れがない場合
- ・契約の履行が直ちに行われる場合
- ・契約の性質上、納付させることにより契約締結が不利又は困難になる場合